

権利としての生存権  
—生活保護法改正から考える—

薄 木 公 平

Right as Living : Think from revision of the Livelihood Protection Law

Kohei Usuki

豊岡短期大学 論集

第 15 号 別 冊

平成 31 年 3 月 31 日 発 行

# 権利としての生存権

## —生活保護法改正から考える—

Right as Living : Think from revision of the Livelihood  
Protection Law

薄木 公平

Kohei Usuki

### はじめに

2018年6月、生活保護法が改正された。生活保護法は、日本国憲法（以下、「憲法」という）25条に定められた生存権を具体化するための法制度であり、生活保護制度の根拠となっている法律である。生活保護法は、1950年に成立してから憲法25条で規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するために生活困窮者たちを支えてきた。生活保護法自体は成立から長らく改正されてこなかった法律であるが、2013年に不正受給対策や扶養義務の強化などの観点から初めて改正され、今回さらなる改正となった。しかしながら、これらの改正は必ずしも当事者のための制度改正であるとはいえない面がある。具体的には、生活保護の基準の見直しという名での給付費の引き下げ、不正受給対策という名での受給抑制につながりかねない申請手続きの変更や扶養義務の強化、生活困窮者自立支援制度の創設である。生活保護という制度は、憲法25条に定められた国民の「権利」である。この「権利」としての要素をなくしているようにも見える。

また、財政的な観点からも生活保護法の改正が指摘されている。2017年12月に閣議決定された経済財政諮問会議における経済財政再生計画においても財政的な観点から生活保護法を改正することが指摘されている。具体的には「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2018年度までに80%とし、後発医薬品の使用の原則化などに向けた所要の措置を講じること」「頻回受診等に係る適正受診指導を徹底するとともに、頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について検討すること」「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずること」「級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行うこと」等が挙げられている。

これらの指摘に基づき 2018 年度改正も行われている。いずれも財政的な観点からの改正であり、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためのものではないことが読み取れる。

以上のことを踏まえて、本論では、生活保護法の改正を通して私たち国民が憲法に定められた生存権という「権利」をどのように享受し守るべきなのかを考察していきたい。

### 憲法 25 条と生活保護法の基礎理解

生活保護法は、国民の生存権を具体化し、その生存を守る最後のセーフティネットであるが、これがうまく機能していないと考えることができる。それは、生活保護の捕捉率の推計から推察することが可能である。山森は、日本の生活保護制度における生活保護の捕捉率が経済学等の推計によれば、20%と欧米諸国の 60%程度と比べて非常に低いと指摘し、駒村は、2004（平成 16）年の全国消費実態調査から、同じく、生活保護の捕捉率が 40%程度であると推定し、現在ある所得保障制度を何らかの形で転換していく必要があると提言をしている。生活保護は、最後のセーフティネットであるので、その利用までに様々な所得保障の仕組みがある。しかし、生活保護制度は、他法他施策の優先だけではなく、民法の扶養義務の活用であったり、持ちうる資産（能力・金銭等）の活用要件が、保護補足性の原理として用いられりするため、最後のセーフティネットであっても、生活保護基準以下の生活であるということを証明すれば無条件に受給できるわけではない。この点は当然であるといった意見もあろう。しかし、憲法 25 条が示す「生存権」、果たして生存することに対して条件を課すことが必要、ないし適切だろうか。この点を突き詰めれば、生活保護制度を選別主義の仕組みとしている点は、再考すべき点ではないだろうか。

次に憲法 25 条の法的性格について見てみる。浦部は、憲法 25 条の法的性格について、憲法 25 条は、国の政策的目標ないし政治道徳的義務を定めたものであって、個々の国民に具体的な請求権を保障したものではないとするプログラム規定説と憲法 25 条は国民の「権利」を保障し国の法的義務を定めたものであるとする法的権利説の 2 つを挙げている。また、法的権利説を具体的権利説と抽象的権利説に分けて示している。この振り分けから見ると、生活保護法等の考え方は、抽象的権利説である。菊地は、持続可能な社会保障制度を設計するうえでのひとつの大きな論点は、社会保障の規範的根拠を従来の通説のように憲法 25 条におくか、あるいは、憲法 13 条におくかという点であるとしている。従来は、社会保障の目的を社会的事故に対する「生活保障」としてとらえ、その規範的基礎を憲法 25 条の生存権に求めてきた。しかし、国家から個人への一方的な給付関係、いわば受動的な「保護されるべき客体」として個人をとらえるのではなく、主体的な位置づけを意識する必要がある、さらには個人の主体的な生き方をサポートするというプロセス的な視点も必要であるという理由から、社会保障の目的を従来のとらえ方にとどまらず「個人の自律の支援」すなわち「個人が人格的に自律

した存在として主体的に自らの生き方を追求していくことを可能にするための条件整備」ととらえている。さらに「個人が人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求できること」を「個人的自由」とし、これこそが社会保障法の規範理念であるとしている。

そして、憲法 25 条の規定する生存に必要な最低限度の生活というのは、どのように考えられているのか。これについては、プライマリーニーズとラディカルニーズを合わせたベーシックニーズを充足することであると考えられる。プライマリーニーズは、衣食住などの生活の充足を基本として、公的な金銭的な支援を行うことが、社会的にも認められやすいニーズである。一方、ラディカルニーズは、人生の目標やライフスタイルを決定できる自由を保障するものであり、自己実現や自己決定を充足するものである。これは、公的な金銭的な支援において行うことが、なかなか社会的にも認められにくいニーズである。しかし、ベーシックニーズは、この 2 つがそろってはじめて充足されるものである。

現行の憲法 25 条を実効的に行うために使われている方法は、金銭による生活給付を中心に行うことである。ただ、その給付の範囲が生活保障におけるどの程度であるかというところが問題なのである。菊地のいう憲法 13 条に社会保障の規範的根拠を求めるならば、この「程度の問題」はあまり関係なくなると考えられる。なぜなら、社会保障の規範的根拠を、あくまでも「個人的自由」を達成していく事を基礎に置くわけなので、当然にそれができる程度の生活保障給付を行わなければならないということである。つまり、国家によって生活保障を行うので、国民は個人的自由を達成させる努力をし、もってそこで得られた益を国家に還元し、それをまた国民へ再分配していく。この循環を行う事で、よりよい社会を形成していくようにする。見方を変えると憲法 25 条に基づく生存権保障は、受身的生活保障であったわけだが、憲法 13 条に基づくと積極的生活保障へと切り替わる可能性があると考えられる事も可能である。

### 改正生活保護法の問題点

今回の生活保護法改正には、主に 4 つの点について問題があると考えられる。

ひとつ目は、「生活保護世帯の子どもの大学進学について」である。具体的には、「進学支援準備金」を創設し、生活保護家庭の子どもの大学進学に際して自宅から通う場合は 10 万円、自宅外から通う場合は 30 万円を一時的な支援として給付するとしている。しかし、現在の制度運用のなかでは、生活保護世帯の子どもの大学進学は原則として認めていない。進学する場合は「世帯分離」といって、その子どもだけ生活保護から外す扱いをして進学を可能にする形をとる。これをすると進学する子どもは生活保護から外れるためその子どもの生活保護費が支給されないということになり、経済的な負担が大きいのしかかる。この生活保護家庭の子どもの大学進学については、議論され続け今回の改正

に盛り込まれた形である。しかし、世帯分離に関する部分は残したままである。一部制度が拡充したと考えることはできるが、世帯分離規定がある以上、進学する子どもの負担は大きく、進学率の向上につながるとは考えにくい。学費の減免や給付型の奨学金を活用できたとしても貸与の奨学金やアルバイトで数百万円を確保しなければならない。進学だけでなく、進学後の生活支援までつなげることが必要であり、課題が残る。

2つ目は、後発医薬品の原則義務化である。改正前から、後発医薬品については「可能な限り使用を促す」としていた。今回の改正で「原則として後発医薬品による給付を行う」と事実上の原則義務化が明記された。ここでの問題は、生活保護利用者『のみ』原則義務化するという点である。生活保護制度を利用しているからといって後発医薬品の使用しか認められないのは、生活保護利用者の選択の自由を奪われていることになる。これは、菊地のいうところに自律を支援していくという視点からは、かい離することにある。

3つ目は、被保護者健康管理支援事業の創設である。「改正案」において、生活保護利用者の「健康の保持及び増進を図るため」に「保健指導、医療の受診の勧奨」などを行うものとして「被保護者健康管理支援事業」が盛り込まれた。この狙いは、医療費抑制であろう。しかし、改正前の生活保護法の運用でも指導指示等において「検診命令」等が行えないわけで、なぜこの事業を創設するのか疑問がある。結局のところ、この事業にも多額の公費が投入されるわけであり、その公費を給付やソーシャルワーカーの確保等に充てるほうがよほど自立助長の実効性を高めることにつながると思われる。

4つ目は、日常生活支援住居施設の創設である。これは、いわゆる「貧困ビジネス撲滅」のために「優良な施設」を生活保護制度のなかに位置づけ、日常生活の支援のための予算をつけるためのものであろう。しかし、そもそも、生活保護法30条1項において「生活扶助は、被保護者の居宅にて行うものとする」とあるように、生活保護は、居宅での保護を原則としている。いわゆる「施設」での保護は、居宅での生活が難しい場合、本人が希望した場合等の限定的なものとされている。現実的には、特にホームレス状態の人の生活保護等においては、公的・民間の施設等での保護が常態化しており、なかには「貧困ビジネス」と呼ばれるような劣悪な施設も存在する。それに対して、NPO等では、予算がないなかで「優良な施設」を何とか持ち出しに近い形で運営しているところもある。両者を差別化していくことは大切なことであろう。

そして、この「日常生活支援住居施設」の基準は都道府県が条例で定めるとあり、実際の各自治体での運用等においてどのような基準が定められるかなど明らかになっていない。日常生活に困難がある人の生活をどう支援していくのかは大きなテーマだが、現状では「何をもちえて日常生活に困難があると判断するか」「誰がどういった専門性でそれを判断するか」など、定義が明らかでないものも多い。居宅生活が行えないと判断される基準、「日常生活支援住居施設」での居住が妥当と判断される状況というのはどのようなものなのかなど、当事者の視点に立ったときに不明瞭な部分がある。

このように、今回の改正は、2017年に示された経済財政再生計画に基づく財政的な観点、社会保障削減という視点が前面にでており、生活保護利用者の健康を管理したり、居宅生活の促進というよりは優良な施設を位置づけし、収容したりするものであったりと自治体の運用によっては、生活保護利用者つまりは国民にとって不利益をこうむる改正になっていると考えられる。

### 権利としての生存権保障

さて、生存権保障の憲法の適用関係と今回の生活保護法改正の問題点を見てきた。ここからは、生存権に対する国民的権利について検討していきたい。例えば、2015年度より施行された生活困窮者自立支援法（以下「困窮者法」という）は、主たる目的、その適用範囲や実施内容について具体的に定められている。『第2のセーフティネット』としてその役割が期待されており、生活困窮者を包括的に支援するという部分が、困窮者法の主たる視点である。困窮者法は、生活困窮状態からの脱却を目指しているわけであるが、この生活困窮状態からの脱却というのは、条文を読む限り、就労による自立である。厚生労働省の困窮者法の説明資料において、制度の意義を「生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの」としている。そして、その事業の実施方法として、包括的な相談支援を通して、潜在的ニーズを把握し、社会資源の開発・連携を通して、就労支援を行い、もって生活困窮からの脱却を目指すこととなっている。その対象者は、「現在、生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、かつ自立が見込まれる者」及び生活保護法附則第2条において、「生活困窮者対策と総合的に就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途支援を行う」としている。つまり、生活保護における要保護状態にならないために、生活保護の被保護者からの脱却をするために、就労支援を行うというのがこの法律の目的である。しかし、脱却（自立）＝就労という形であれば、就労の形は問わないわけであるので、非正規雇用などの不安定雇用であっても自立したとみなされる。その状態になった時、福祉的支援が金銭的にも相談援助などのサービス支援的にも受けられなくなり、結果として貧困の罠に陥るため、生活保護などの福祉的支援の枠組みから抜け出せないわけである。困窮者法でも就労の支援として、中間就労を含めた様々な就労支援を行うこととなっている。これもその就労形態には触れていない。結局のところ、現在の生活保護行政における自立支援の部分を別法で拔出し、よりその支援を強化していこうという性質のものであり、生活困窮や貧困を根本的に解決するものではないととらえることができる。山森は、現在の労働環境をもとに、長期失業の常態化などの想定外の事象が発生することによって、福祉国家の枠組みが機能不全状態となっていることを指摘する。同じように神野、宮本、井手も、これまでの小さな福祉レジームは、大きな雇用レジームの中で男性稼ぎ主が職を確保できることを前提に構成されており、そこでは職域ごとの社会保険が基軸となり、雇用を通しての生活保障が弱まる人生後半への支出が中心となっていたと指摘し、このような日本型福

社レジームは、いったん大きな雇用レジームが揺らぎ始めると、たちまち機能しなくなるとして、日本における以前からの雇用・労働形態、家族形態が崩れだしていることから、福祉国家の枠組みが機能不全状態となっている<sup>1)</sup>と指摘する。現代の日本社会において、経済や労働の分野での規制改革やグローバル化をはじめとした様々な原因で所得格差が生まれている。これによりワーキングプアと呼ばれる「働く貧困層」が、大きな問題となっている。今までは、完全雇用による就労収入の確保が所得保障の前提となっていたが、雇用の不安定化からこれらがほころびはじめていると考えられる。生活保護制度は、代表的かつ最後の保障手段として重要である。山森や神野らが示すように完全雇用における大きな福祉レジームが揺らぎ、福祉国家が機能不全に陥っている状態であるならば、昨今の生活保護法改正自体が社会保障の目的及び現代社会から、かい離していると考えられることができるであろう。

さらに行政手続きの面から見て、保護行政の運用について少し考える必要がある。白藤は、行政の「民間化」・「私化」が急速に進み、公共性の担い手が公行政主体から私人・民間企業体へ転化することとなった。そうすると、少なくともその公共性を担うことになる「民間・私人」の正当性・正統性の確保と「民間・私人による行政」に対する法的統制の確保が喫緊の課題となる。(中略) これらを規律する法を、なおも行政法というかどうかはともかく「公」と「民間・私人」の明確な責任分担がないまま行政の「民間化」・「私化」には、行政法の定義の観点から十分に慎重でなければならない<sup>2)</sup>と指摘する。指摘の通り、生活保護という国民の生存権保障の責任の所在が不明確になってはいけない。この指摘に対しては、「給付行政等の根幹の部分は国家責任である」や「法改正の趣旨がそのような部分ではない」「ソーシャルワークの部分である」といった批判もあるだろう。仮にそうであるとしたら、今回の法改正や困窮者法の支援を得てもなお、生活困窮に陥り、生活保護の受給申請に至った場合、生活保護行政における自立支援は、困窮者法の内容よりも充実し、かつ、効果的なものではないといけな。そもそも自立助長が生活保護法の目的として第1条に明確に記されているのであり、ソーシャルワークも含めて、なぜ現行法の充実運用で国家責任において行うことができないのかということ等は説明されていない。つまり、何度も示す通り財政面でのみの視点で国民生活を見ていると考えられる。

さらに、井出は、生存権保障という観点は、国防や外交はもちろん、生活保護や自治体の生存権保障である地方交付税等も含めて、国がその責務を果たすことが原則となる。この場合、生存を保障する対象を特定しなければならないため、所得審査等の要件審査を伴う場合が多い。要するに国が担うのはターゲットィズムの世界なのである<sup>3)</sup>と指摘している。ターゲットィズム自体を批判はしない。国家として、その分配に対してターゲットィズ的な視点は当然に必要とされてくる。ただし、井出は、その前段として、それぞれの地域に住む住民の生存権を自治体が保障するとなれば、自治体間の財政力格差によって、生存権が保障される地域とそうでない地域が生じるかもしれない。あるいは、地域で生存権保障が可能なら、国の存在意義は著しく弱まってしまう。生存権保障は国の責務であり、

だからこそ、国民の生存権として憲法に規定されているのである<sup>4)</sup>と指摘している。憲法に規定されている生存権を保障するために一定の選別を加えないといけないという部分は、国家による資格審査を行うからこそ、その選別性は正当化されるわけである。したがって生活保護の受給審査は、国民の申請に基づいて行われることが当然であり、申請者に対して、行政の補助機関である職員が民間の委託機関の職員の援助を受けるように指示し、選別を行うようなことが発生した場合は、国民の適切な申請を阻害するものである。特に今回の改正で示された健康管理に関する部分や後発医薬品等については、その利用選択は、本来、国民の選択に求められている。したがって、今回の改正のように、自立助長に対して法によって細かく規定し運用することは、生存権保障の選別性の正統性と行政手続法の趣旨から考えて、支援の方法論として問題である。

生活保護は、貧困の救済を通して、生活改善指導、就労支援等の諸々の福祉的援助を受けることができるという点が重要な点である。この点から見ると、今回の改正が財政面を中心にしたものであり、国民の生存権を保障する憲法 25 条の規定を具体化した生活保護法の立法趣旨の達成と社会的要請に応えることになるのかということも課題である。生活保護の捕捉率が低い現状であれば、生存権保障をより充実させる制度運用が求められるべきではないだろうか。金銭的支援だけでなく、人的資源や他の相談支援や福祉的支援の分野に資源を転換させ、福祉的支援を必要としている潜在的ニーズを掘り起こすことが求められているであろう。真にその制度にしていくことが、セーフティネットの役割につながるのではないだろうか。結果、防貧・積極的救貧としての本質的な役割を果たし、貧困救済と社会的自立につながるのではないかと考える。

そして、別の視点から考えると、やはりスティグマの有無がポイントとなる。低賃金、労働形態、生活保護費の受給など、すべてがスティグマの対象となる。今回の改正は、生活保護利用者の大学進学などの一定の道筋がつけられた点は評価できるが、やはり受給者の権利の制限や自立助長の抑制につながる内容であると言わざるを得ない。いくら困窮者法などの他法で自立支援をし、職を得たとしても福祉の罨や低賃金体制を是正しなければ意味がない。こういった面から察するに「生活の仕方」に対するスティグマを与えるサービス受給者等に対する国民的意識の変化を促し、労働の価値を日常生活できるのかできないのかという視点から切り離し、例えば、ベーシックインカムのような租税による生活の基礎支えをすることで、国民意識の変化を促していく必要もある。

以上のことから、憲法 25 条に定める生存権、国民が生存するということは、国民に与えられた権利であり、その生存に対して国家は、その責任によって保障する必要がある。さらにその生存というのは、ただ生存するだけではなく、憲法 25 条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」でなければならない。そのために様々な施策を国家が経済政策や社会保障政策を通して実現していることも事実であるが、最終的なセーフティネットである生活保護制度が充実していなければ、国民は安心して、社会における生活基盤を築くことができなくなる。以前より、生活保護受給者等に対してのスティグマというのはあったが、昨今の経済政策を通して、財政面の指摘といわゆる普通労働の奨励等



を通して、以前よりも生活保護受給者等に対するスティグマというのが強くなっている。安心安全な生活というのは、人として享受することが当然のものであり、究極に国家というのは、これを達成させることが求められている。今回の生活保護法の改正は、この安心安全な生活基盤を達成させる改正かという点でいえば大いに疑問が残る。社会保障の基礎的機能であるセーフティネット機能が充実していなければ、国民は必要以上の予防策を自助努力ではかる必要があり、結果として経済政策等が停滞する危険性ははらんでいる。そのために生存するという権利は見直しではなく、大きく転換する時期を迎えている。

### 結論

はじめにも述べた通り、生活保護法の改正というのはこの10年で目まぐるしく動いている。長らく改正がなかったにもかかわらず、昨今の経済政策と相まって急激に動いている。これはある意味で新しい取り組みである故に、様々な課題や可能性がある。法律という制度で貧困問題に取り組むためには、その法の趣旨が理解され、適切に運用されていくことが求められる。生活保護法というのは、防貧・積極的救貧として、貧困救済と社会的自立につながるはずである。その理由として、神野の論述が参考となる。神野は、現代の格差貧困は、労働市場への参加保障が適切に行われていないからであると指摘し、現在の労働市場への参加は、家庭内での無償労働に従事しつつ、労働市場へ参加するタイプ（女性タイプ）と無償労働から解放されていて、労働市場に参加するタイプ（男性タイプ）の二極化である。そして、この労働の二極化、賃金格差が著しく拡大し、社会的セーフティネットの張替が進まないため、ワーキングプアが生じ、格差と貧困があふれ出してしまう<sup>5)</sup>と述べている。続けて神野は、現在のように知識産業が基軸産業となるとすべての社会構成員が労働市場へ参加することを保障しなければならない。そういった参加保障を促すには、現金給付ではなく現物給付の充実が重要であるとしている。さらに神野は、ストックホルム大学のコルビの「貧困者に限定した現金給付を手厚くすればするほど、格差と貧困があふれ出る」という「再分配のパラドックス」の研究結果を紹介し、社会的セーフティネットの目を細かくする現物給付をユニバーサルに提供する社会保障が、「なりすまし」という不正を防ぎ、最終的なセーフティネットの生活保護に落ち込むことを防ぐことができる<sup>6)</sup>と述べている。

神野の指摘にあるように、現物給付のユニバーサルな提供をしていくことは、憲法25条や13条における生存権保障の捉え方を深化していくことにつながると思われる。例えば、ベーシックインカムの導入は、日本型福祉レジームの崩壊が進んでいる昨今における最低限度の生活は何かということを国民的議論へと昇華し、その効果が、所得再分配機能の国民的実感を高めることにつながることであろう。そして、現在の所得保障政策や家族制度などに共通して言えるのは、憲法に規定されている国民の平等かつ自由な生存を保障するために必要な政策であるということである。ひとつの例だ

が、年金制度の見直しによる高齢者用のベーシックインカムを導入も考えられる。そして、最低賃金制度と非正規雇用者への支援策を関連付けて、すべて労働者の生活環境整備をベーシックインカムで検討していくことは、現在の制度下でも可能である。また、わが国における現行の様々な所得保障政策は、純粋な保険料による運営ではなく、公費投入が行われている。そして、運営主体は、国や地方公共団体等である。つまり、国民の所得保障の管理というのは、すでに国家によって行われていると見ることも可能である。

ベーシックインカムは、富裕層だから給付しなくてよいか、貧困層だから給付してあげているという選別性をなくす点が、悪者探しに代表される社会的な内部対立を抑止できるという長所にもつながる。しかし、それが同時に最も必要なところに集中的に給付できないという短所でもある。その為、現行の社会保障制度のすべてをベーシックインカムによって代替することは難しい。また、ベーシックインカムには、労働意欲減退の可能性や財政負担の大きさという、国民の意識の中でまだ乗り越え難い問題があると考えられるので、「部分的な」ベーシックインカム導入の中に「例外的な追加給付要件」を設けることによって、絶対的に労働が不可能な個人や高齢者のみに対して、完全に近いベーシックインカムを行うことなどが考えられる。さらに、導入の実験段階として、社会貢献活動などの一定の活動を行ったことによる、給付の増加を行うというような段階式のベーシックインカムも構想できる。

結論として、前述した通り、現代社会は、生存する権利を見直すのではなく、大きく転換する時期にきている。そのひとつの方法としてベーシックインカムも考えられる。現在ある様々な制度を改正し、国民的理解の得られる部分から導入することも手段として考えられる。まずは、補足的に導入し、国民的理解を高めることから始めることも現在の日本において十分に可能であり、生存権を具体的権利にしていくという点で必要な視点である。そのための政治的合意を達成するためには、社会保障政策を真に国民的議論として昇華させていくことが、これからの社会保障政策のあり方を決める重要な点であると考えられる。

社会保障制度は、社会連帯に基づく支え合いの制度である。したがって、社会保障を考えるに当たっては、他者の立場に立って、社会のあり方を考える視点が極めて重要である。社会保障は、家族や地域社会が持っている良いところが十分に機能するよう支援するものであり、全ての人々が人間らしく生きていくための社会を実現するための手段の一つであると考えられる。

我々の現実の状況に当てはめれば、健康状況や性別、年齢にかかわらず、他の性別だった場合にどうか、病気や障害を抱えていたらどうか、高齢者だったらどうか、所得が低かったらどうかというように、様々な境遇にある他人の立場に立って、社会のあり方を考えることが重要である。個人の損得や自分が属する集団や属性の利害得失などに関心が集中すると、過度に利己主義的な姿勢に陥ってしまうリスクが高まる。他者や社会に関心を持ち、人々が抱えている困難やそれを克服しようとする人々に対する支援の意義を理解する。そして、社会を構成する全ての人々がよりよく生きられる社会

のあり方を考える。それこそが権利としての生存権の本質であり、社会保障を通して社会を考えるということではないだろうか。

### 引用文献

- 1) 神野直彦・宮本太郎・井手英策. (2011). *地方分権型の「ほどよい政府」を：21世紀日本の福祉国家と地方政府*. 平成20年度全国知事会自主調査研究委託事業調査研究報告書. 「福祉国家」は、いくつかの類型を見出す研究が行われてきている。一般的には、エスピノーアンデルセンが提示した自由主義、社会民主主義、保守主義の3レジームに類型化される。なお、日本は、いまだ発展途上であり、独自のレジームを形成するかどうかという部分である。本論では、これを理解した上で、神野らが表現するように日本型福祉レジームと表現する。
- 2) 日本行政書士会連合会中央研修所監修. (2015). *行政書士のための行政法*(p. 29). 日本評論社.
- 3) 井出英策. (2013). *日本財政 転換の指針*(p. 149). 岩波書店.
- 4) 井出英策. 前掲3). (p. 149)
- 5) 神野直彦. (2015). *「人間国家」への改革：参加保障型の福祉社会を作る*. NHK出版.
- 6) 神野直彦. 前掲5). (p. 110)

### 参考文献

- 経済財政諮問会議. (2017). *経済・財政再生計画改革工程表2017改定版*.  
([http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2017/1221/shiryo\\_02-2.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2017/1221/shiryo_02-2.pdf)) (2018年8月1日)
- 菊地馨実. (2011). *社会保障法制の将来構想*(p. 149). 有斐閣.
- 駒村康平. (2010). *貧困社会への処方箋：新たなセーフティネットの構築*(pp. 6-19). 厚生労働省社会保障審議会資料.
- 厚生労働省. (2018). *生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律*. (<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-09.pdf>) (2018年8月1日)
- 浦部法穂. (2000年). *全訂憲法学教室*(pp. 227-233). 日本評論社.
- 山森 亮. (2009). *ベーシックインカム入門：無条件給付の基本所得を考える*(pp. 30-33). 光文社.
- 山森 亮・萱野稔人・酒井隆史・渋谷 望・白石嘉治・田崎英明. (2007). *対談ベーシック・インカムとはなにか*. 以文社.